

各推進事業の取組状況（外部評価対象事業）

資料 1 – 3

目標IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

| 施策の方向 | 基本的施策 | 事業番号 | 推進事業 | 事業内容 | R2年度事業実施状況 | 前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点 | 数値目標NO. | 数値目標の達成状況 | 年度ごとの自己評価 | | | | | 所管課 | | | |
|-------------------------------|------------|-------------|--------------------|---|---|---|---------|--|-----------|------|-------------|---|--|---|----------|--|--|
| | | | | | | | | | 年度 | 自己評価 | 自己評価を選択した理由 | 今年度の取組における男女共同参画推進の課題 | 男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組 | | | | |
| ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 | ②子育て支援策の充実 | 33 IIに再掲 | 出産前教室の実施 | 初めて出産する妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・産褥及び育児に関する講義や実習等を各区役所で実施します。 | 各区保健センターで実施。実施延回数91回、参加実人数2,506人。 参加者アンケートでは、役に立ったと回答した割合が86.9%、理解できたと回答した割合が99.0%であった。 (R2.12月末現在) | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、講義や実習を通して、妊婦の健康の保持・増進を図り、父親となる夫の理解と協力を促し、育児に取り組めるような内容の教室を実施した。 | 29 | ○ R1 B ○ R2 B ○ R3 ○ R4 ○ R5 | ○ | R1 | B | 参加者アンケートの結果、概ね目標値どおりとなった。 緊急事態宣言中もオンラインによる教室を実施するなど、各区の状況に応じて教室を実施した。 さらに妊娠期から理解してもらえるように産後のこころや父親の役割について動画を作成した。 | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施していく必要がある。 | 夫婦がお互いを理解して、2人で協力しながら育児に取り組めるように、各区の実情に合わせた内容での教室実施や動画の案内を継続する。 | 地域保健支援課 | | |
| | | | | | | | | | ○ | R2 | B | ○ | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施していく必要がある。 | | | | |
| | | 70 | 育児学級の開催 | おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、育児について学び、親子のふれあいや親同士が交流する場を提供し、子どもの発育・発達や母子の愛着形成などの情報を発信し、育児不安の軽減を図るために「育児学級」を各区役所で実施します。 【数値目標】 「育児不安軽減者の割合」 78.3%（平成29年度末） →80%以上（平成35年度） | 各区保健センターで状況に応じて開催している。教室内容の満足度は91.3%と高かったが、育児不安の軽減率は75.1%であった。(R2.12月現在) | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、子育て情報の提供と、可能な限り交流の場を提供し、夫婦が育児を前向きにとらえられるよう、育児不安軽減に努めた。 | | | ○ | R1 | A | 参加者アンケートの結果、概ね目標値どおりとなった。 昨年度より下がった点については、各区の状況に応じて教室を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため内容を縮小して実施していることも影響していると考えられる。 | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながらも、当事者が育児不安の軽減の場となる教室を目指す必要がある。 | 各区の特性を踏まえ、効果的に教室の実施を図る。 | | | |
| | | | | | | | | | ○ | R2 | B | ○ | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施していく必要がある。 | | | | |
| | | 71 | ファミリー・サポート・センターの充実 | 育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、会員による相互援助活動の調整などをアドバイザーが行います。 | ファミリー・サポート・センター事業を委託にて実施。 提供会員数：1,143(R3.2月末現在)(5月中旬確定) | 男女を問わず、依頼会員、提供会員として活動できる。 | 29 | ○ R1 A ○ R2 B ○ R3 ○ R4 ○ R5 | ○ | R1 | A | コロナ禍において、提供会員が活動を休止しておりマッチングが成立しないケースもあったが、概ね安定した事業運営ができた。 | 働く親たちが仕事と育児を両立できる環境を整備するため、提供会員の確保が必要である。 | 引き続き提供会員の確保に努め、安定した事業運営となるよう、委託事業者と調整していく。 | 子育て支援政策課 | | |
| | | | | | | | | | ○ | R2 | B | ○ | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施していく必要がある。 | | | | |
| | | 72 | 子育てヘルパー派遣事業 | 体調不良などで雇用、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。 | 介護事業者等への委託により実施。 利用件数：225 | 体調不良などで手伝いをしてくれる方がいない場合は、男女を問わず、家事・育児の支援が受けられる。 | | | ○ | R1 | A | コロナ禍において、ヘルパー不足により希望する時期に派遣できないケースがあったが、概ね安定した事業運営ができた。 | 派遣事業者の手薄な地区があり、安定した事業運営を行うため、事業者の確保が必要である。 | 事業者を増やすため、市ホームページ等を活用し、引き続き事業者を募集していく。 | 子育て支援政策課 | | |
| | | | | | | | | | ○ | R2 | B | ○ | 今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら教室を実施していく必要がある。 | | | | |

目標IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

| 施策の方向 | 基本的施策 | 事業番号 | 推進事業 | 事業内容 | R2年度事業実施状況 | 前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点 | 数値目標NO. | 数値目標の達成状況 | 年度ごとの自己評価 | | | | | 所管課 |
|-------------------------------|------------|--------------|------------------|--|---|--|---------|-----------|-----------|------|---|---|---|----------------|
| | | | | | | | | | 年度 | 自己評価 | 自己評価を選択した理由 | 今年度の取組における男女共同参画推進の課題 | 男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組 | |
| ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 | ①子育て支援策の充実 | 73 VIIに再掲 | 子どもショートステイ事業 | 疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。 【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約） (平成29年度末) →6施設（毎年度契約） (平成35年度) | 児童養護施設等において、養育・保護が必要な児童の預かりを行った。 利用実績：延べ人数4名、延べ日数21日 施設契約数 6施設 | 男女を問わず、児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに施設にて一時預かりができる体制としている。 | 30 | ◎ | R1 | A | 児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、男女を問わず、児童を一時的に預かれる場所として、児童養護施設等計6施設と契約を行った。 契約施設数が6施設と目標を達成したため、「A」評価とした。 | 空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合がある。 | 空床利用のため、満床の場合や利用希望が重複したときなど、希望に応じられない場合があるため、受け入れ可能な施設等の追加等について、今後検討する。 | 子ども家庭総合センター総務課 |
| | | | | | | | | ◎ | R2 | A | | | | |
| | | 74 | 小児救急医療体制の充実 | 子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療なび」を開設しています。 ・パソコンやスマートフォンから市内の医療機関情報を検索できる市民向けサイト「医療なび」を開設している。 | ・子どもが急病のときに、看護師等が家庭での対処や医療機関への受診のアドバイスを行う「子ども急患電話相談」を、月～金曜日は17時～翌9時、土・日曜日、祝・休日、年末年始は9時～翌9時に実施している。 ・パソコンやスマートフォンから市内の医療機関情報を検索できる市民向けサイト「医療なび」を開設している。 | 全ての市民を対象とし、個々の相談に対して個別性を尊重し対応すること前提とし、情報提供している。 | | R3 | | | | | | |
| | | | | | | | | R4 | | | 地域医療課 | | | |
| | | 75 | 子育て支援拠点施設整備・運営事業 | 3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い、交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。 【数値目標】 「単独型施設数」 10カ所（平成29年度末） →10カ所（平成35年度） | 3歳未満の子ども及びその保護者が、気軽に集い、交流を図れる場を提供するとともに、保護者が抱える育児不安などについて相談指導を実施した。 単独型実施施設数 10カ所 | 男女を問わず、利用できるよう様々なイベント等を企画し、広報に努めた。 | 31 | ○ | R1 | B | コロナ禍において、緊急事態宣言による臨時閉室期間があったが、利用人数や時間の制限を設け、感染症対策に配慮しながら事業を継続することができた。 | 母親の育児不安や負担感を緩和するため、男性保護者の育児参加を推進する必要がある。 | 家族で参加できるイベントや男性保護者向けの講座など、より参加しやすい環境を整備していく。 | 子育て支援政策課 |
| | | | | | | | | ◎ | R2 | B | | | | |
| | | | | | | | | R3 | | | | | | |
| | | | | | | | | R4 | | | | | | |
| | | | | | | | | R5 | | | | | | |

目標IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

目標IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

| 施策の方向 | 基本的施策 | 事業番号 | 推進事業 | 事業内容 | R2年度事業実施状況 | 前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点 | 数値目標NO. | 数値目標の達成状況 | 年度ごとの自己評価 | | | | | 所管課 | |
|---|--------------|---------------------|--------------|---|--|--|--|---|--|---|---------------------------|---|--|------------|--|
| | | | | | | | | | 年度 | 自己評価 | 自己評価を選択した理由 | 今年度の取組における男女共同参画推進の課題 | 男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組 | | |
| ④保育施設等の整備・充実 2多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 | ④保育施設等の整備・充実 | 57 IV-1-② に再掲 | 事業所内保育事業推進事業 | 企業等が、既存の事業所内保育施設において地域の児童の受入枠を設ける場合、または新規に事業所内保育事業を実施する場合、事業実施に係る支援、運営費の補助を行います。 | 令和2年度においては、認可保育所の整備を優先的に行つたため、新たな事業所内保育施設の整備はしなかった。 | 前年度に引き続き、事業所内保育施設の整備は実施しなかったが、認可保育所の整備による保育の受け皿の確保を推進した。 | | | R1 | その他 | 今年度は事業所内保育施設の整備を行わなかったため。 | 男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っているが、待機児童の解消には至っていないため、更なる保育の受け皿の確保が必要である。 | 今後については、待機児童の状況を見ながら、必要に応じて事業所内保育施設の整備に係る相談・協議等を進める。 | のびのび安心子育て課 | |
| | | 80 | | | | | | | R2 | その他 | | | | | |
| | | 81 | 病児保育室の拡充 | 保育所などを利用中の児童が、病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児保育」の実施施設を拡充します。 【数値目標】 「病児保育室施設数」 9施設（平成30年4月1日） →12施設（平成32年度） | 令和2年度は、延長保育については認可保育施設15園、一時保育については認可保育施設5園で新たに実施した。 | 男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。 | | | R3 | | | | | | |
| | | 82 | | | | | | | R4 | | | | | 保育課 | |
| | | | | | | | | | R5 | | | | | | |
| | | | | | | | △ R1 D ○ R2 B ○ R3 △ R4 △ R5 | 未設置となっていた大宮区において病児保育室の整備を行い、全ての区内に病児保育室を設置し、概ね目標を達成できたため。 | 男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、多様な保育の充実を図るために、地域ごとの需要に応じて、更なる病児保育室の整備を進めていく必要がある。 | 全ての区内に病児保育室を設置できることから、今後は、地域ごとの需要に応じて、更なる病児保育室の整備を進める。 | のびのび安心子育て課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | △ R1 D △ R2 C ○ R3 △ R4 △ R5 | 認可保育所等の整備により定員の拡大を図ったものの、保育需要の増加により、更なる保育の受け皿確保が必要と見込まれるため。 | 男女ともに子育てと就労の両立ができるよう、保育の充実を図っているが、保育施設の利用を希望される方が増えていることから、更なる保育の受け皿の確保が必要である。 | 今後も保育需要の増加が見込まれるため、引き続き、認可保育所等の施設整備を進め、多様な保育の受け皿確保を進める。 | のびのび安心子育て課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

目標IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

| 施策の方向 | 基本的施策 | 事業番号 | 推進事業 | 事業内容 | R2年度事業実施状況 | 前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点 | 数値目標NO. | 数値目標の達成状況 | 年度ごとの自己評価 | | | | | 所管課 | |
|---|-----------------|------|-----------------|--|---|--|---------|----------------------------|--|--------------------------|--|---|--|---------------------------------------|--------|
| | | | | | | | | | 年度 | 自己評価 | 自己評価を選択した理由 | 今年度の取組における男女共同参画推進の課題 | 男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組 | | |
| ④保育施設等の整備・充実 2多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 | 私立幼稚園預かり保育事業の充実 | 83 | 私立幼稚園預かり保育事業の充実 | 私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。 【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成29年度末） →35園（平成32年度） | ・私立幼稚園等における預かり保育事業に対し、補助金を交付した。 ・子育て支援型幼稚園を令和2年度に新たに12園認定し、認定園数は36園になった。 【数値目標】 「子育て支援型幼稚園の認定園数」 現状値なし（平成29年度末） →35園（平成32年度） | 男女とも仕事と育児を両立できるよう、年間を通して長時間預かる施設への補助の加算や子育て支援型幼稚園のPRを実施している。 | 37 | ◎ ◎ R3 R4 R5 | 子育て支援型幼稚園の認定園数について、当初の経過目標を上回って認定できため。 | ◎ ◎ R3 R4 R5 | 子育て支援型幼稚園の認定園数について、当初の経過目標を上回って認定できため。 | 幼児教育・保育の無償化により、保育が必要な家庭の預かり保育が無償化の対象となることから、ますます預かり保育の需要が高まっている。需要の増加に対応し、各園の預かり保育がさらに充実するように支援する必要がある。 | ほとんどの私立幼稚園等において、預かり保育事業が実施されている。 今後は、私立幼稚園等の理解と協力を得ながら、預かり保育事業の更なる長時間化、長期化を促していく。 | 幼児政策課 | |
| | | | | | | | | | R1 | A | | | | | |
| | | | | | | | | | R2 | A | | | | | |
| | 放課後児童健全育成事業 | 84 | 放課後児童健全育成事業 | 児童福祉法に基づき、公設及び民設の放課後児童クラブにおいて、就労などにより保護者が居間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。 【数値目標】 「利用ニーズに対する入所者の割合」 96.6%（平成30年4月1日） →100%（平成35年度） | 公設クラブ74か所、民設クラブ209か所で事業を実施した。 「利用ニーズに対する入所者の割合」 (5月下旬確定) | 放課後児童クラブの受け入れ可能児童数を拡大した。 | 38 | ○ 未確定 R3 R4 R5 | 民設放課後児童クラブの新設等によって、受入可能児童数を拡大できため。 | R1 | B | 民設放課後児童クラブの新設等によって、受入可能児童数を拡大できため。 | 利用ニーズの増加に対応するため、更なる施設整備が求められている。 | 開設に係る経費の補助など、引き続き、民設放課後児童クラブの拡充に取り組む。 | 青少年育成課 |
| | | | | | | | | | R2 | B | | | | | |
| | | | | | | | | | R3 | | | | | | |
| | 障害児保育の充実 | 85 | 障害児保育の充実 | 令和2年度は、公立保育園61園、私立保育施設80園において心身の発達に遅れ等のある児童を受け入れた。 障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。 | 男女共に仕事と育児を両立できるよう、働く親の就労形態や就労時間の多様化に対応した保育の充実を図った。 | | | R1 R2 R3 R4 R5 | 障害のある子どもの受入施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。 また、重度障害児の受入の推進を図ったため。 | R1 | B | 障害のある子どもの受入施設数が増加したことにより、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などを推進したため。 また、重度障害児の受入の推進を図ったため。 | ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などをさらに推進していく必要がある。 保護者が求めるニーズをふまえ、引き続き実施施設の拡大を図る必要がある。 | 保育課 | |
| | | | | | | | | | R2 | B | | | | | |
| | | | | | | | | | R3 | | | | | | |
| | | | | | | | | | R4 | | | | | | |
| | | | | | | | | | R5 | | | | | | |

目標VI だれもが安心して暮らせるまちづくり

| 施策の方向 | 基本的施策 | 事業番号 | 推進事業 | 事業内容 | R2年度事業実施状況 | 前年度の評価を踏まえて男女共同参画に配慮した点 | 数値目標NO. | 数値目標の達成状況 | 年度ごとの自己評価 | | | | | 所管課 |
|---------------------------|-------------|------|---------------------|--|--|-------------------------|---------|-----------|-----------|--|--|--|------------------------|-----|
| | | | | | | | | | 年度 | 自己評価 | 自己評価を選択した理由 | 今年度の取組における男女共同参画推進の課題 | 男女共同参画推進の課題解決に向けた今後の取組 | |
| 1 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備 | ①ひとり親家庭への支援 | 102 | ひとり親家庭の生活安定と自立支援 | ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談を実施した。なお、就業支援講習会のひとつである、ひとり親家庭等介護初任者研修は新型コロナウイルスの影響を受け未実施。 【数値目標】「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度） | 一部講習会の回数や平日開催を増やした。 | 44 | △ | R1 | C | 多くの方が参加しやすいよう家計管理講習会をオンラインで実施することや、法律相談は電話相談でも可能とした。一方、新型コロナウイルスの影響で介護初任者研修が実施できなかった。 | オンライン開催など多くの方が参加できるような方法を検討する。 | 就業相談や就業支援講習会、家計管理講習会や弁護士による法律相談をオンライン開催を含めて引き続き実施する。 | 子育て支援政策課 | |
| | | | | | | | △ | R2 | B | | | | | |
| | ②若年層への支援 | 104 | さいたま市子ども・若者支援ネットワーク | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。 【数値目標】「さいたま市子ども・若者支援ネットワーク開催回数」 5回（平成29年度） →6回（平成35年度） | 令和2年度ネットワーク会議は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面開催の1回のみであったが、ユースアドバイザースキルアップ研修では、男女問わず困難を有する子ども・若者への支援方法について講義を行った。 ネットワーク会議開催回数：1回 | | △ | R1 | B | | | | | |
| | | | | | | | △ | R2 | B | | | | | |
| | | | | | | | △ | R3 | | | | | | |
| | ③青少年への支援 | 105 | さいたま市若者自立支援ルーム | 社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態にあわせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。 【数値目標】「若者自立支援ルームの年間延べ利用者数」 9,300人（平成29年度） →12,000人（平成35年度） | 利用者が、男女問わず参加できるプログラムを実施した。 また、市内2か所目の若者自立支援ルームを南区に開設したが、新型コロナウイルス感染症の影響により閉所金が続く等、利用者数は前年を大幅に下回った。 令和2年度年間延べ利用者数 3,722人 | 46 | △ | R1 | B | 年間延べ利用者数は目標値を下回ったが、閉所期間が継続、また感染拡大の状況で来所が難しい利用者はオンライン面談や電話相談を実施する等数字には見えない支援を行ったこと、また感染防止対策を講じたスペースの配置により最大限の利用者を受入れることができ、今後につながる支援の実績を評価し、B評価とした。 | 感染防止対策を講じたプログラムを検討し、実践したが、コロナ禍で来所ができない利用者もいたため、今後は、来所が難しい利用者が男女問わず参加できるような、オンライン等、新しい支援方策を構築していく必要がある。 | 男女問わず利用できるプログラムの検討を更に進め、女性が利用しやすい環境を整える。 | 青少年育成課 | |
| | | | | | | | △ | R2 | B | | | | | |
| | | | | | | | △ | R3 | | | | | | |
| | | | | | | | △ | R4 | | | | | | |
| | | | | | | | △ | R5 | | | | | | |